

国民健康保険療養費の臨時的な取り扱い

小児弱視等の 治療用眼鏡等療養費 支給対象期間を延長します

通常、療養費の支給対象は「9歳未満のお子さん」としてありますが、令和2年2月25日～4月30日に9歳になるお子さんが、保険医の診察・検査や治療用眼鏡等の作成指示を4月30日(木)までに受けた場合は、療養費の支給対象とします。申請期間は治療用眼鏡等の領収書の日付の翌日から2年間です。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】医療保険年金課国保給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4149へ。

予防接種の接種期限を 5月31日まで延長します

新型コロナウイルス感染症に係る特例対応として、お手持ちの予防接種予診票の接種期限を延長します。対象の予防接種は下記のとおりです。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】保健予防課予防係(第2分庁舎分館1階) ☎(5273)3859へ。

- | | |
|--------------------|------------------|
| ▶MR(麻しん・風しん混合)第1期 | ▶子宮頸がん予防ワクチン |
| ▶MR(麻しん・風しん混合)第2期 | ▶おたふくかぜ |
| ▶水痘(水ぼうそう) | ▶任意MR(麻しん・風しん混合) |
| ▶日本脳炎第1期 | ▶高齢者用肺炎球菌 |
| ▶日本脳炎第2期 | ▶成人の風しん麻しん任意予防接種 |
| ▶DT(ジフテリア・破傷風2種混合) | |

【対象の予防接種】▶ヒブ ▶小児用肺炎球菌 ▶B型肝炎 ▶DPT-IPV(ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ4種混合) ▶IPV(不活化ポリオ) ▶BCG(結核)

児童手当認定請求 乳幼児・子ども医療証の交付申請 手続きの期間を延長します

上記認定請求・交付申請は、やむを得ない理由により手続きができなかった場合は、期限後の請求・申請を認めることが規定されています。期間の延長は、やむを得ない理由が止んでから児童手当は15日以内、乳幼児・子ども医療証は3か月以内です。

新型コロナウイルスの感染が多数報告されていることを鑑み、感染拡大防止のために外出等ができない方は、当面の間、請求・申請手続きの期間を延長します。期間延長の終了時期は、決定しましたら新宿区ホームページ等でご案内します。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】子ども家庭課子ども医療・手当係(本庁舎2階) ☎(5273)4546へ。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 一斉休校にご協力いただいた保護者の皆さまへ

就学援助を受給している世帯の方へ

3月分 給食費相当額を支給します

令和元年度に就学援助を受給していた世帯に、3月の休校期間中の学校給食費相当額を支給します。4月中旬に保護者の方の口座へ振り込む予定です。

※申し込み等は必要ありません。

※生活保護を受けている世帯は、福祉事務所から支給します。

【問合せ】学校運営課学校運営支援係(第1分庁舎4階) ☎(5273)3089へ。

保育園・子ども園等を利用している世帯の方へ

家庭保育日数に応じて保育料を減額します

一斉休校に伴い、家庭での保育にご協力いただいた世帯に、保育園等へ通所しなかった日数に応じて以下のとおり保育料を減額します。通常の保育料額を支払った後に、園を通じて必要書類を提出した世帯に減額相当分を還付します。

3月26日～6月30日の期間、保護者の判断により感染予防のために家庭保育を行った場合も同様の減額を行います。

【協力日数・減額する額】▶1～5日…4分の1、▶6～12日…2分の1、▶13日以上…全額

【問合せ】保育課入園・認定係(本庁舎2階) ☎(5273)4527へ。

国制度 学校の休校等にかかる費用を補償しています 事業主の方へ

支給の対象となる労働者1人に付き、1日8,330円を上限に支給します。

【支給要件】

次の全てに該当する事業主

- ▶雇用する労働者の申し出により2月27日～3月31日に次のいずれかを目的とした有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた
 - 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等(下記★1)をした小学校等(下記★2)に通うお子さんの世話を、保護者として行うため
 - 小学校等に通うお子さんが新型コロナウイルスに感染したまたは新型コロナウイルス感染の恐れがあり、家庭での世話を保護者として行うため
- ▶取得させた有給の休暇は労働基準法第39条の規定による年次有給休暇として与えたものでない
- ▶取得させた有給の休暇は労働基準法上の年次有給休暇と同等の賃金が支払われる
- ▶有給の休暇を取得した労働者が申請日時点で1日以上勤務実績がある

【支給額】

対象労働者1人に付き、以下により算出した額(1人に付き上限8,330円)

対象労働者の日額換算賃金額(上限/8,330円) × 取得した有給休暇の日数

※有給の休暇の合計日数のうち、1日に満たない時間数は対象労働者の日額換算賃金額を時給換算した額に当該時間数を乗じた額(上限/8,330円)

★1 臨時休業等とは

小学校等が臨時休業した場合や放課後児童クラブ、保育所等からできるだけ利用を控えるよう依頼された場合をいいます(保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外)。

★2 小学校等とは

- ▶小学校 ▶義務教育学校の前期課程 ▶特別支援学校
- ▶幼稚園 ▶保育所 ▶認定こども園 ▶認可外保育施設 ほか

フリーランスの方へ

小学校等の臨時休業等に伴い、お子さんの世話をを行うために委託を受けて契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者の方に支給します。

【支給要件】

次の全てに該当する方

- ▶親権者・未成年後見人・里親・祖父母等であって、子どもを現に監護する方または子どもの世話を一時的に補助する親族
- ▶次のいずれかの事由で業務を行うことができなくなった
 - 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等(左下記★1)をした小学校等(左下記★2)に通うお子さんの世話を、保護者として行うため
 - 小学校等に通うお子さんが新型コロナウイルスに感染したまたは新型コロナウイルス感染の恐れがあり、家庭での世話を保護者として行うため
- ▶小学校等の臨時休業等の前に業務の場所・日時等について一定の指定を受けた業務委託契約等を締結している

【支給額】 2月27日～3月31日の期間に就業できなかった日1日に付き **4,100円** ※休日など小学校等が開校する予定のなかった日を除く

<<< 以下共通 >>>

【申請期限】 6月30日(火)

【申請方法】

所定の申請書等を郵送で学校等休業助成金・支援金受付センター(〒100-8228千代田区大手町2-6-2、日本ビルディング6階662執務室)へ。

【問合せ】

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120(60)3999 (午前9時～午後9時)

詳しくは、厚生労働省ホームページでご案内しています。申請書も取り出せます。

事業主の方

☎https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

フリーランスの方

☎https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html